

未成年者の受診についてのお願い

当院では原則として、未成年者の方が受診される際には、医療の性質上、健康や性目に大きな影響を及ぼす可能性がある判断(投薬、注射、処置、検査等)を求めることがあるため、以下の理由により保護者、法律上の代理人及び同行者として当院が認めた方の同伴をお願いしております。

<理由>

- 症状、既往歴、治療中の病気やけが、服薬している薬の内容、各種アレルギー等の診察に必要な医療情報の確認のため
- 検査や処置のリスク、処方する医薬品の副作用などについて、適切に理解し判断していただくため
- 診察・検査の結果を適切にお伝えし、理解いただくため

<診察のルール>

- 中学生までの方は保護者(親権者)の同伴と診察同席をお願いしております

※再診時に病状が安定している場合は、祖父母や同居親族の同伴を許可する場合がありますが、その場合でも保護者の方は必ず連絡がつく状態にしてください。病状や場合によっては、保護者の方の来院をお願いすることがあります。

※未成年の兄弟の同伴での受診はおやめください。

- 中学卒業後の15歳以上、18歳以下(高校生在学である年齢)の方も、原則は保護者(親権者)の方の同伴をお願いしております

※初診は必ず保護者の同伴をお願いします。再診は病状が安定し、主治医が許可をした場合に限り、やむを得ず単独で受診をする場合はご相談ください。

※子宮頸がんワクチンやインフルエンザワクチンなど、予防接種に対する受診に関しては、必ず、保護者同伴とさせていただきます。

安心・安全な医療の提供のため、ご理解・ご協力をよろしく申し上げます。

令和8年6月1日 医療法人 安倍病院